

●税金

登録免許税 とは…

土地や建物を取得すると、自分の所有権を第3者にもわかるように保存登記や移転登記を行います。

基本的には、保存・移転の登記は司法書士に依頼するというのが一般で、納税をしたという感覚はありません。

しかし、登記のときには必ず税金を納めなければなりません。ここに発生する税金が登録免許税なのです。

○税額の計算方法

$$\text{不動産の価格(固定資産税評価額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

上記計算方法で税額を計算することができます。

ここでポイントになるのが不動産の価格(固定資産税評価額)です。固定資産税評価額とは、土地の売買代金とは違い、固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。

基本的に、市区町村の役場で税務課で申請すると発行してくれます。

○登録免許税率

| 登記の種類・原因 | 税率 |
|----------------------|------------|
| 所有権の保存登記 | 0.4% |
| 移転登記 | 相続・合併 0.4% |
| | 遺贈・贈与 2% |
| | 売買 2% |
| 地上権・賃貸借 設定又は転貸の登記 | 1% |
| 所有権の信託の登記 | 0.4% |
| 抵当権の設定登記 | 債権金額の0.4% |
| 所有権移転等の仮登記 | 1% |

左の表の通り登記はその目的内容によって税率が異なります。

尚、売買・所有権の信託の登記に関しては平成18年1日～平成20年3月31日までの間土地に関する登記は、税率が軽減されます。

売買の税率

2%→1%に軽減

所有権の信託の登記の税率

0.4%→0.2%に軽減

○住宅の税率の軽減

新築住宅の場合

- ・自己の専用住宅で、床面積が50m²以下。
- ・マンションなどの区分所有のものについて、自己の居住用部分の床面積が50m²以上。

中古住宅の場合

- ・新築住宅の軽減の用件を満たしている。
A・建築してから20年(耐火建築物の場合25年)以内の家屋であるか
B・建築年数にかかわらず、新耐震基準に適合することが証明されたものである。
上記A・Bのいずれかに該当すること。

上記の用件のほか新築住宅・中古住宅ともに

- ・個人が平成21年3月31日までに新築または取得した。自分が住むための住宅である。
- ・新築または所得ご1年内に登記をうけたものである。

以上の用件を満たしたものに限り左の図のように軽減されます。

尚、この軽減税率は住宅についてのみとなります。軽減を受けるためには、市区町村長が発行する住宅用家屋証明書がひとつあります。

| 登記の内容 | 通常税率 | 軽減税率 |
|----------|------|---------|
| 所有権の保存登記 | 0.4% | → 0.15% |
| 所有権の移転登記 | 2% | → 0.3% |
| 抵当権の設定登記 | 0.4% | → 0.1% |